

気象警報等発令時の対応について

平成31年4月1日

尾道市教育委員会

尾道市に気象警報等が発令された場合には、原則以下の内容を踏まえ、学校経営企画課と校長会が連携し対応する。

1 児童生徒への対応

(1) 特別警報（大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮）の場合

①午前6時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき

ア 小中学校ともに、臨時休業・学校給食停止とする。※波浪・高潮は、沿岸部の該当校

(2) 警報発令（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）の場合

①午前6時現在、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき

ア 小学校：臨時休業・学校給食停止とする。 ※波浪・高潮は、沿岸部の該当校

イ 中学校：自宅待機・学校給食停止とする。

午前11時までに警報が解除になった場合は、学校別に登校時刻を決定する。

午前11時以降も継続の場合は臨時休業とする。

②午前6時以降、始業時までに「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

(※学校給食は、午前6時以降に警報が発令された場合でも通常通り調理は行います。)

ア 小学校：臨時休業とする。

すでに登校している児童の安全確保を図り下校させる。

イ 中学校：自宅待機とする。

すでに登校している生徒の安全確保を図り下校させる。

③始業時以降に、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

ア 小中学校ともに、学校待機とする。

・児童生徒の安全確保を図り下校させる。

・学校給食は、時間を早める等の対応が可能か庶務課と校長会が協議し決定する。

2 保護者への対応

・午前6時の段階及び午前6時以降始業時までに、臨時休業または自宅待機となった場合は、学校からメール又は電話により連絡する。

・始業時以降の警報発令により、授業打ち切り、下校見合わせや通学路の変更等があった場合は、学校から速やかに状況をメール又は電話により連絡する。

3 教育委員会への報告

臨時休業報告書（様式第12号）を速やかに提出する。